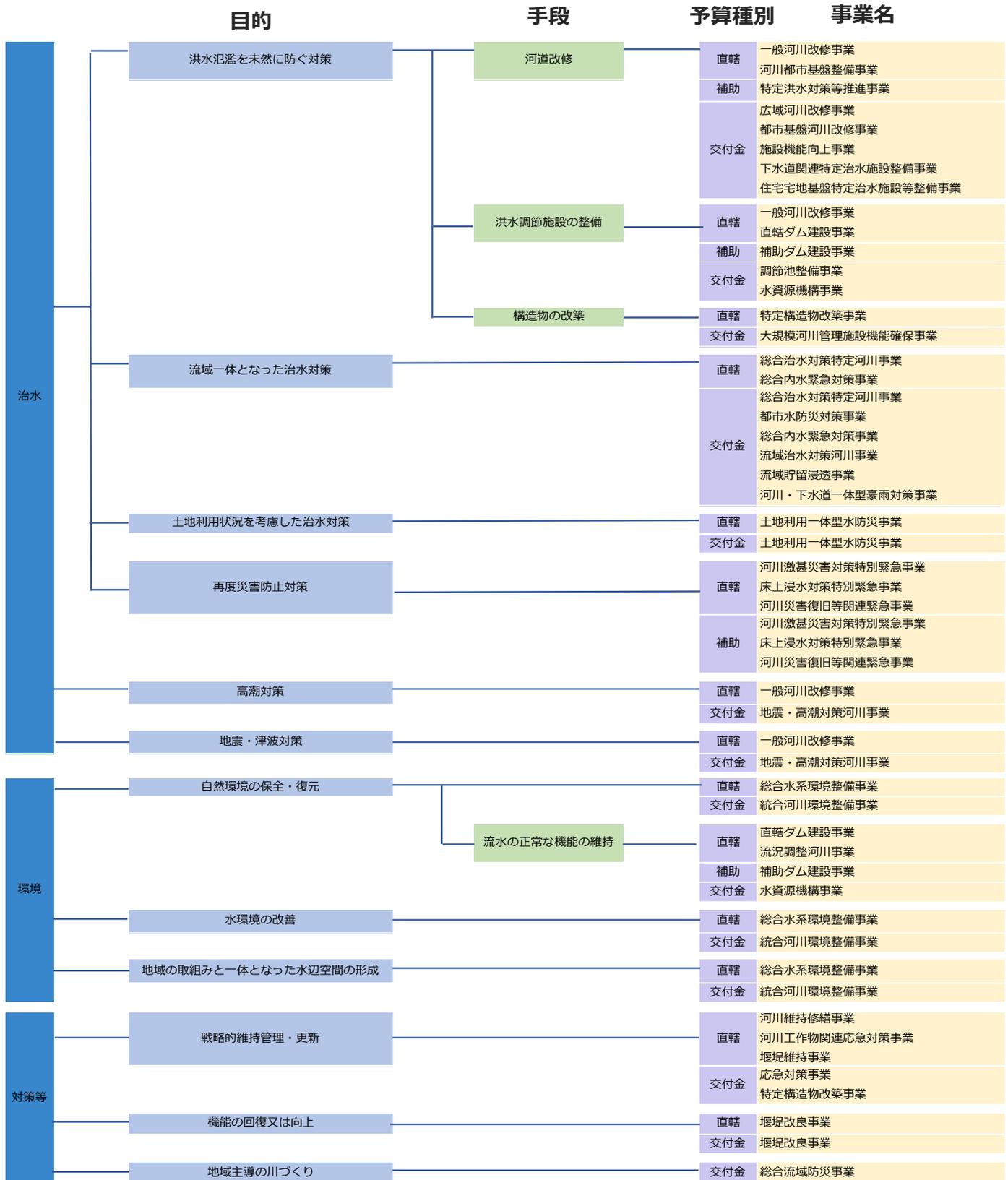


事業の体系図

体系図



洪水氾濫を未然に防ぐ対策 [河道改修]

直轄 : 一般河川改修事業、河川都市基盤整備事業

事業概要

一般河川改修事業

洪水による災害の発生を防止するため、堤防整備や河道掘削等の河道改修を実施します。

河川都市基盤整備事業

都市部の沿川において、良好な水辺環境の整備及び都市部の浸水被害の解消等の水環境の改善を図るため、まちづくりと一体となって堤防整備等の河川改修を実施します。

負担率・補助率

直轄

一般河川改修事業

一級河川2/3 (大規模7/10、北海道8/10、北海道大規模8.5/10)

河川都市基盤整備事業

一級河川2/3 (大規模7/10、北海道8/10、北海道大規模8.5/10)

事例

加勢川 (熊本県)



梯川 (石川県)



荒川小松川地区 (東京都) 住宅、都立公園と一体となって整備を実施
防災公園として高台化された都立大島小松川公園は、震災時、洪水時の避難場所 (※) として指定されています。

(※) : 東京都震災対策条例の避難場所、江戸川区洪水ハザードマップの避難場所



高規格堤防の整備区間



洪水氾濫を未然に防ぐ対策 [河道改修]

補助

・ 特定洪水対策等推進事業

交付金

- ・ 広域河川改修事業、都市基盤河川改修事業
- ・ 施設機能向上事業、下水道関連特定治水施設整備事業
- ・ 住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業

事業概要

特定洪水対策等推進事業

平成30年7月豪雨及び平成30年台風第21号の甚大な被害を受け、事業間連携による事業効果の早期発現や最大化を図るとともに、特に優先度の高い都道府県の大規模事業等を計画的・集中的に推進します。

広域河川改修事業

水系、大支川等を単位として、水系一貫とした計画的な整備を図るとともに、規模の大きい事業に限定し、また重点整備箇所を設けて整備を実施します。

都市基盤河川改修事業

河川管理者との協議により市が事業主体となって改良工事を実施します。

施設機能向上事業

同一の洪水氾濫域を有する区間において、既存の河川管理施設の機能向上を重点的に実施します。

下水道関連特定治水施設整備事業

下水道事業による雨水対策効果を上げるための治水事業及び公共用水域の水環境の改善のため、下水道事業と協調して治水事業を実施します。

住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業

住宅・建築物の保全を図るため、治水施設等の整備を実施します。

負担率・補助率

補助

特定洪水対策等推進事業

一級河川 1/2、1/3※（北海道 2/3、1/3※）
 二級河川 1/2、1/3※（北海道 5.5/10、1/3※ 沖縄 9/10、1/3※ 離島1/2、6/10、1/3※）
 準用河川 1/3

※：補助率1/3事業は次の事業をいう（準用河川を除く）
 ・ 河川法（昭和39年法律第167号）第16の3に基づき河川管理者との協議により市又は特別区が事業主体となって改良工事を実施する事業
 ・ 流域における保水・遊水機能を計画的に確保するため貯留浸透施設の設置を実施する事業

交付金

広域河川改修事業

一級河川 1/2（大規模 5.5/10、北海道 2/3）
 二級河川 1/2（北海道 5.5/10、沖縄 9/10、離島1/2、奄美6/10）

都市基盤河川改修事業

一級河川1/3
 二級河川1/3

施設機能向上事業

一級河川1/2（大規模 5.5/10、北海道 2/3）
 二級河川1/2（北海道 5.5/10、沖縄 9/10、離島1/2、奄美6/10）

下水道関連特定治水施設整備事業

住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業

一級河川等同種の治水施設の整備事業等に係る交付割合と同じ割合

事例

広域河川改修事業

黒瀬川（富山県）

整備前



整備後



都市基盤河川改修事業

平瀬川（神奈川県）

整備前



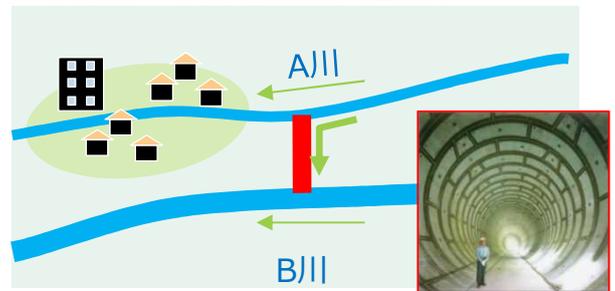
整備後



特定洪水対策等推進事業

【例：大規模事業等の計画的・集中的な整備】

<対策イメージ図（放水路等の整備）>



放水路の整備により、浸水被害が発生している下流の水位を低下

浸水被害の解消

洪水氾濫を未然に防ぐ対策 [洪水調節施設の整備]

- | | |
|-----|---------------------|
| 直轄 | ・ 一般河川改修事業、直轄ダム建設事業 |
| 補助 | ・ 補助ダム建設事業 |
| 交付金 | ・ 調節池整備事業、水資源機構事業 |

事業概要

洪水による災害の発生を防止するため、ダムや遊水地等の洪水調節施設を整備します。

負担率・補助率

直轄	交付金
一般河川改修事業 直轄ダム建設事業 一級河川2/3 (大規模 7/10、北海道 8.5/10、沖縄 9.5/10)	調節池整備事業 一級河川1/2 (大規模 5.5/10、北海道 2/3) 二級河川1/2 (北海道 5.5/10) 水資源機構事業 フルプラン水系 2/3 (大規模 7/10)
補助	
補助ダム建設事業 一級河川1/2 (大規模5.5/10、北海道2/3、北海道大規模7/10) 二級河川1/2 (北海道5.5/10、奄美6/10、沖縄9/10)	

事例

津軽ダム (青森県)



益田川ダム (島根県)



徳山ダム (岐阜県)



渡良瀬遊水地 (渡良瀬川：栃木県)



大相模調節池 (元荒川：埼玉県)



洪水氾濫を未然に防ぐ対策 [構造物の改築]

直轄

- ・ 特定構造物改築事業

交付金

- ・ 大規模河川管理施設機能確保事業

事業概要

洪水による災害の発生を防止するため、老朽化が著しい水門や、著しく河積を阻害している橋梁、堰等の大規模な構造物の改築を行い、その機能回復・向上を図ります。

負担率・補助率

直轄

特定構造物改築事業

一級河川2/3 (大規模 7/10、北海道 8/10、北海道大規模 8.5/10)

交付金

大規模河川管理施設機能確保事業

一級河川1/2 (北海道 2/3)

二級河川1/2 (北海道5.5/10、沖縄9/10、離島1/2、奄美6/10)

事例

橋梁の改築

黄瀬川橋 (黄瀬川：静岡県)



水門の改築

日光川 (愛知県)



堰の改築

行徳可動堰 (江戸川：東京都・千葉県)

老朽化対策及び耐震補強対策を実施



流域一体となった治水対策

直轄

- ・ 総合治水対策特定河川事業、総合内水緊急対策事業

交付金

- ・ 総合治水対策特定河川事業、都市水防災対策事業、総合内水緊急対策事業
- ・ 流域治水対策河川事業

事業概要

水害の発生を防止する治水対策として、河川改修の他に流域対策等を組み合わせ、流域と一体となった治水対策を実施します。

○ 総合治水対策特定河川事業

流域の急激な都市化に伴い、治水安全度の低下が著しい都市部の河川において、総合的な治水対策を推進します。

○ 総合内水緊急対策事業

内水により浸水被害が生ずるおそれがある河川において、排水機場整備等のハード対策及び流域における流出抑制、被害軽減等を図るソフト対策を河川管理者と地方公共団体等が連携して実施します。

○ 都市水防災対策事業

人口の集中の著しい大都市において氾濫流制御施設の整備を実施します。

○ 流域治水対策河川事業

地球温暖化に伴って激化する集中豪雨に対して、河道の整備と併せて流域対策の更なる充実を図るため、流域対策と一体となって河川整備を実施します。

負担率・補助率

直轄

総合治水対策特定河川事業

一級河川2/3（大規模7/10、北海道8/10、北海道大規模8.5/10）

総合内水緊急対策事業

一級河川2/3（大規模7/10、北海道8/10、北海道大規模8.5/10）

交付金

総合治水対策特定河川事業

一級河川1/2（大規模5.5/10、北海道2/3）
二級河川1/2（北海道5.5/10）

都市水防災対策事業

一級河川1/3
二級河川1/3

総合内水緊急対策事業

一級河川1/2（大規模5.5/10、北海道2/3）
二級河川1/2（北海道5.5/10）

流域治水対策河川事業

一級河川1/2（大規模5.5/10、北海道2/3）
二級河川1/2（北海道5.5/10、沖縄9/10、離島1/2、奄美6/10）

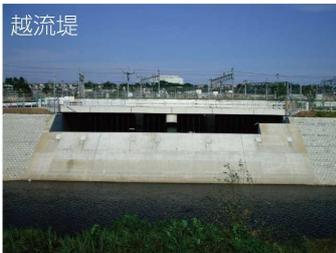
事例

総合治水対策特定河川事業

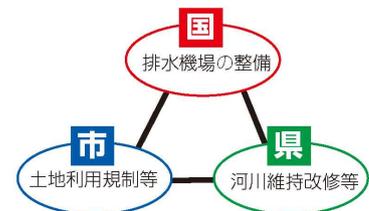
川和遊水地（鶴見川：神奈川県）



※地下鉄車両基地の地下を遊水地として利用。



総合内水緊急対策事業
矢口川（広島県）



流域一体となった治水対策

交付金

- ・流域貯留浸透事業
- ・河川・下水道一体型豪雨対策事業

事業概要

○流域貯留浸透事業

近年、局地的豪雨の頻発により浸水被害が多発していることを踏まえ、流域における保水・遊水機能を計画的に確保するため貯留浸透施設の設置を実施します。

○河川・下水道一体型豪雨対策事業

外水氾濫対策を受け持つ洪水調節施設と内水氾濫対策を受け持つ下水道を出水特性や規模に応じて融通利用し、一体的な運用を推進します。

負担率・補助率

交付金

流域貯留浸透事業

一級河川1/3

二級河川1/3

河川・下水道一体型豪雨対策事業

都市基盤河川改修事業、流域治水対策河川事業、流域貯留浸透事業、総合治水対策特定河川事業、総合内水緊急対策事業又は総合流域防災事業で該当する事業に準ずる

事例

流域貯留浸透事業

学校の校庭を利用した流域貯留施設（神奈川県横浜市）



施設整備状況

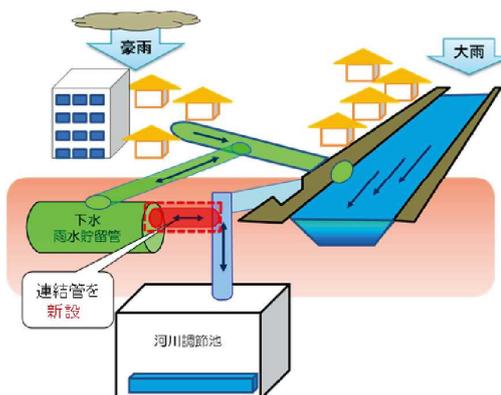


整備後

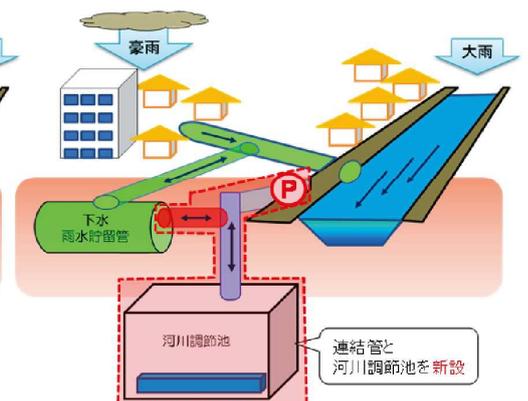
河川・下水道一体型豪雨対策事業

時間的・空間的に雨が偏在することに注目し、施設の容量を効率的に活用するため、河川及び下水道の既存施設を接続する連結管や兼用の貯留施設等の整備を推進します。

連結管を新設する場合



連結管及び河川調節池等を新設する場合



土地利用状況を考慮した治水対策

- 直轄** ・ 土地利用一体型水防災事業
- 交付金** ・ 土地利用一体型水防災事業

事業概要

上下流バランス等の関係から長期間河川改修の実施が困難な地域において、住宅・宅地等を洪水被害から守るために住宅地の嵩上げや輪中堤等の築堤を実施することで短期間、かつ経済的に家屋浸水の対策を実施します。

負担率・補助率

直轄

土地利用一体型水防災事業
 一級河川 2/3 (大規模 7/10、北海道 8/10、北海道大規模 8.5/10)

交付金

土地利用一体型水防災事業
 一級河川 1/2
 二級河川 1/2

事例

イメージ

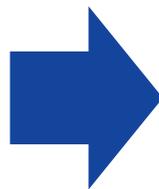


家屋の移転が必要となるなど完成までには多大な費用と期間が必要

千曲川（長野県）



H18.7洪水状況写真



輪中堤や宅地嵩上げを効率的に短期間で実施することにより、家屋の浸水被害を解消



再度災害防止対策

直轄

- ・ 河川激甚災害対策特別緊急事業
- ・ 床上浸水対策特別緊急事業
- ・ 河川災害復旧等関連緊急事業

補助

- ・ 河川激甚災害対策特別緊急事業
- ・ 床上浸水対策特別緊急事業
- ・ 河川災害復旧等関連緊急事業

事業概要

近年、水害が発生した地域において、再度災害防止のための対策を緊急的に実施します。

河川激甚災害対策特別緊急事業

洪水、高潮等により激甚な被害が発生した河川について、概ね5ヶ年を目途に改良事業を実施することにより、再度災害の防止を図ります。

- ・ 概ね5年間で緊急的に改修工事を実施
 - ・ 全体事業費は10億円以上、かつ、一般的被害総額に相当する額を上限
 - ・ 以下のいずれかの項目に該当するもの
1. 流出または全壊家屋数50戸（25戸）以上
 2. または浸水家屋数が2,000戸（1,000戸）以上
（ ）書きは高齢世帯の率が全国平均の概ね2倍以上である場合

床上浸水対策特別緊急事業

被災後、通常生活への復帰に多大な労力を要し、経済的・身体的に大きな負担となる床上浸水が頻発している地域において、特に対策を促進する必要がある河川を対象として、概ね5ヶ年で再度災害防止を図るべく重点的、緊急的かつ総合的に治水対策を進めます。

- ・ 概ね5年間で事業完了させるもの
 - ・ 過去概ね10年間の河川の氾濫による被害が以下に該当するもの
1. 延べ床上浸水家屋数が50戸以上であるもの
 2. 延べ浸水家屋数が200戸以上であるもの
 3. 床上浸水回数が2回以上であるもの
 4. 内水対策として排水機場を整備する場合は、総合内水対策計画を策定し、実施するものであること

河川災害復旧等関連緊急事業

上流部における災害復旧事業、または改良復旧事業による下流部での流量増加への対応が必要な区域について、概ね4年で緊急的かつ集中的に事業を実施することにより、再度災害の防止を図ります。

- ・ 概ね4年間で事業完了させるもの
 - ・ 以下に該当するもの
1. この事業の上流において災害復旧事業等が採択されること
 2. 上記事業により5%以上の流量増加が見込まれること
 3. 全体事業費が10億円以上であること

事例

河川激甚災害対策特別緊急事業

H29 7月豪雨：雄物川（秋田県）



負担率・補助率

直轄

河川激甚災害対策特別緊急事業

一級河川 2/3（大規模 7/10、北海道8/10、北海道大規模8.5/10）

床上浸水対策特別緊急事業

一級河川 2/3（大規模 7/10、北海道 8/10、北海道大規模 8.5/10）

河川災害復旧等関連緊急事業

一級河川 2/3（大規模 7/10、北海道 8/10、北海道大規模 8.5/10）

補助

河川激甚災害対策特別緊急事業

一級河川 5.5/10（北海道 7/10）
二級河川 1/2（北海道 5.5/10）

床上浸水対策特別緊急事業

一級河川 1/2、1/3（北海道 2/3）
二級河川 1/2、1/3（北海道 5.5/10、沖縄 9/10、離島 1/2、奄美 6/10）

河川災害復旧等関連緊急事業

一級河川 1/2（大規模 5.5/10）
二級河川 1/2

H29 台風18号：津久見川（大分県）



冠水した津久見市街地



冠水した津久見市役所

再度災害防止対策

床上浸水対策特別緊急事業

H27 9月関東・東北豪雨（鳴瀬川水系吉田川：宮城県）

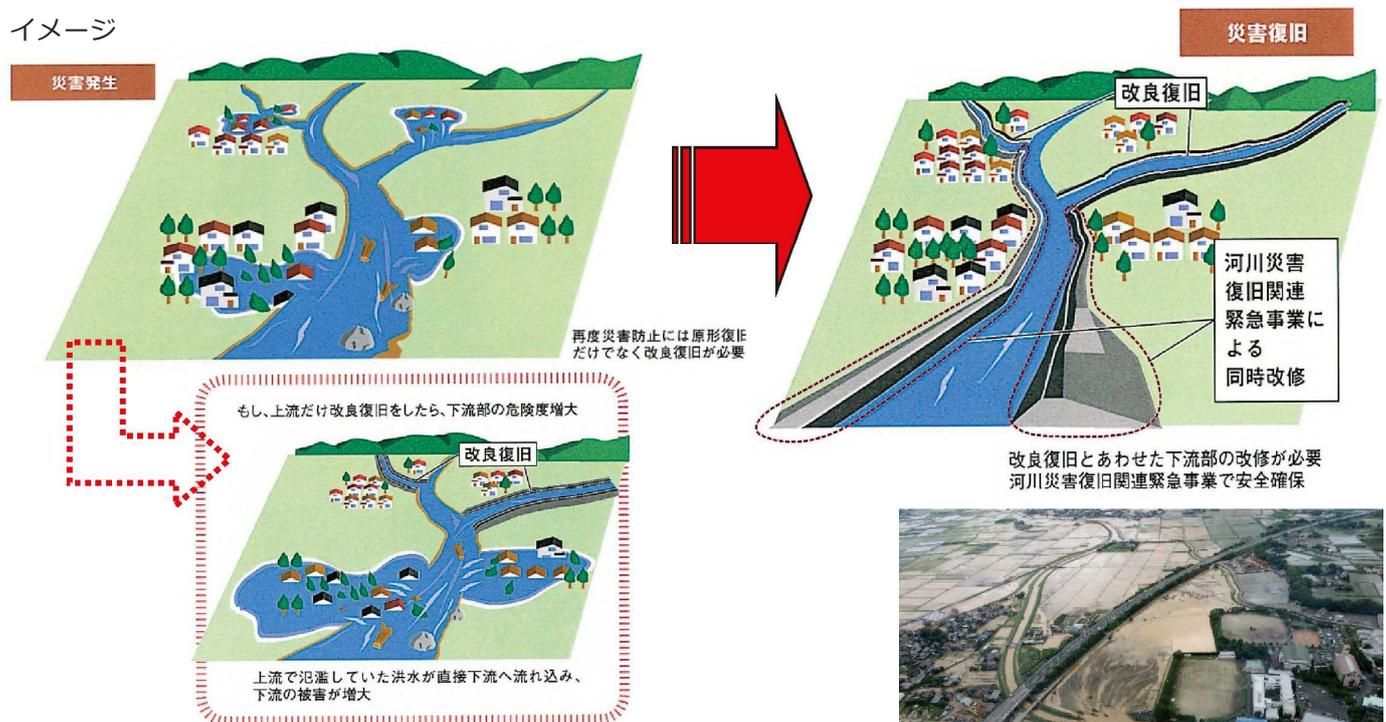


H28 8月豪雨：高尾川（福岡県）



河川災害復旧等関連緊急事業

イメージ



H29 九州北部豪雨：桂川（福岡県）



高潮対策

- 直轄** ・ 一般河川改修事業
- 交付金** ・ 地震・高潮対策河川事業

事業概要

台風によって高潮被害が発生するおそれのある地域において、高潮堤防、防潮水門等の整備を実施します。

負担率・補助率

直轄

一般河川改修事業

一級河川 2/3
(大規模 7/10、北海道 8/10、北海道大規模 8.5/10)

交付金

地震・高潮対策河川事業

一級河川 1/2 (北海道 2/3)
二級河川 1/2 (北海道 5.5/10)

事例

高潮堤防の整備
白川（熊本県）

整備前



整備後



地震・津波対策

- 直轄** ・ 一般河川改修事業
- 交付金** ・ 地震・高潮対策河川事業

事業概要

南海トラフ地震や首都直下地震等の発生が危惧されていることも踏まえ、地震による堤防の沈下等による堤内地への浸水を防ぐため、堤防の耐震対策等を実施します。

負担率・補助率

直轄

一般河川改修事業

一級河川 2/3
(大規模 7/10、北海道 8/10、北海道大規模 8.5/10)

交付金

地震・高潮対策河川事業

一級河川 1/2 (北海道 2/3)
二級河川 1/2 (北海道 5.5/10)

事例

河川堤防の耐震対策
旧吉野川（鳴門市）



蟹江川（愛知県）



自然環境の保全・復元

- 直轄 ・ 総合水系環境整備事業
- 交付金 ・ 統合河川環境整備事業

事業概要

自然環境の保全・復元は、河川が本来有している生物の生息・生育環境、多様な河川景観の保全・復元を目指す取組の一貫として実施しています。また、極力人の手を入れず、河川の自然の復元力を活かした川づくりを目指しています。

負担率・補助率

直轄

総合水系環境整備事業 1/2

交付金

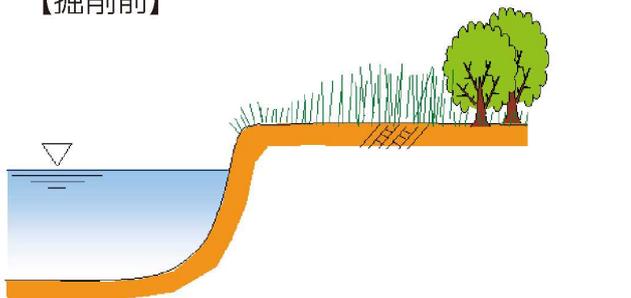
統合河川環境整備事業 1/3
(公害防止法1/2、北海道1/3、沖縄1/2)

事例

湿地再生（円山川：兵庫県）

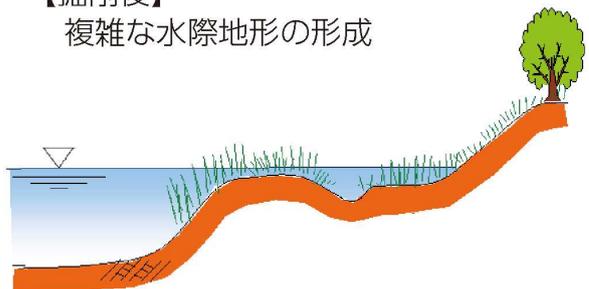
河川の河岸の部分を通常の水位よりも低く掘削することで、湿地を再生

【掘削前】



【掘削後】

複雑な水際地形の形成



自然河川の再生（釧路川：北海道）

蛇行復元により、土砂流入を抑制、地下水位上昇や冠水頻度を増加



湿原の景観を楽しむ観光の様子

流水の正常な機能の維持

- 直轄** ・ 直轄ダム建設事業、流況調整河川事業
- 補助** ・ 補助ダム建設事業

- 交付金** ・ 水資源機構事業

事業概要

渇水時においても、流水の正常な機能を維持するため、ダムや導水路等の施設を整備します。

流水の正常な機能の維持：本来河川が持っている機能（舟運、漁業、観光、塩害防止、河口閉塞の防止、河川管理施設の保護、地下水の維持、動植物の保護、流水の清潔の保持、既得用水等流況調整河川事業の安定取水）を正常に維持するために、渇水時においてもダムからの流水の補給を行い、これらの機能の維持を図る

補助率

直轄

直轄ダム建設事業、流況調整河川事業

- 一級河川 2/3（大規模 7/10、北海道 8.5/10、沖縄 9.5/10）
- 一級河川 2/3（大規模 7/10、北海道 8.5/10、沖縄 9.5/10）

補助

補助ダム建設事業

- 一級河川 1/2（大規模 5.5/10、北海道 2/3、北海道大規7/10）
- 二級河川 1/2（北海道 5.5/10、奄美 6/10、沖縄9/10）

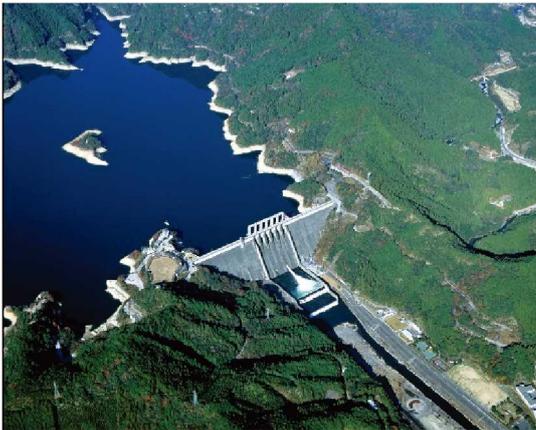
交付金

水資源機構事業

- フルプラン水系 2/3（大規模7/10）

事例

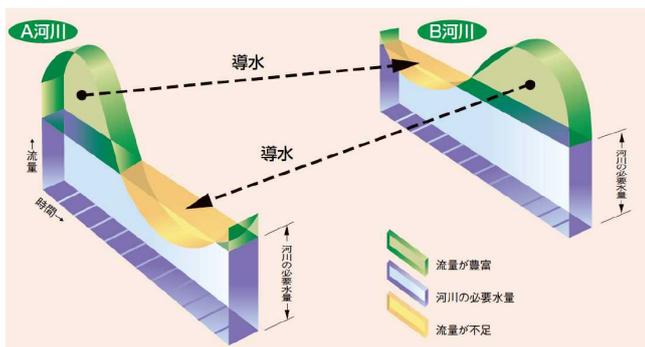
早明浦ダム（高知県）



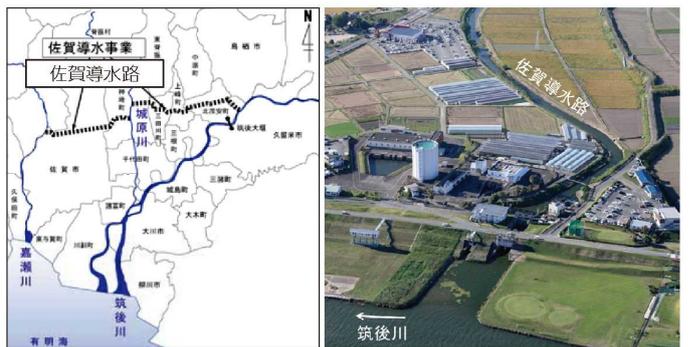
五ヶ山ダム（福岡県）



流況調整河川事業（イメージ）



佐賀導水路（佐賀県）



※流水の正常な機能の維持等を目的とし、筑後川と城原川、城原川と嘉瀬川を結ぶ流況調整河川

水環境の改善

直轄

・ 総合水系環境整備事業

交付金

・ 統合河川環境整備事業

事業概要

汚泥の浚渫、浄化施設の整備、浄化水の導入等によって水質の改善等を行い、水環境の改善を図ります。

補助率

直轄

総合水系環境整備事業 1/2

交付金

統合河川環境整備事業 1/3

(公害防止計画に位置づけ1/2、北海道1/3、沖縄1/2)

事例

底泥の浚渫



綾瀬川 (埼玉県)

窒素・リン等の栄養塩類を多く含む底泥の浚渫を行い、栄養塩類等の溶出を防ぎ、水質の改善を図る。

植生浄化



芦田川 (広島県)

汚濁の著しい河川、湖沼において植生による浄化を行い、汚濁負荷の削減を図る。

地域の取り組みと一体となった水辺空間の形成

直轄

・ 総合水系環境整備事業

交付金

・ 統合河川環境整備事業

事業概要

環境学習や癒し等の場として、河川の利用推進を図るための整備事業及び良好な河畔空間の整備のための管理用通路、護岸等の整備を行います。

補助率

直轄

総合水系環境整備事業 1/2

交付金

統合河川環境整備事業 1/3

(公害防止法1/2、北海道1/3、沖縄1/2)

事例

木曾川水系糸貫川 (岐阜県本巣郡北方町)



戦略的維持管理・更新

直轄

- ・ 河川維持修繕事業
- ・ 河川工作物関連応急対策事業
- ・ 堰堤維持事業

交付金

- ・ 応急対策事業
- ・ 特定構造物改築事業

事業概要

河川維持修繕事業

河道や河川管理施設の機能を確保するため、点検・診断を実施し、その結果に基づいて維持管理対策を実施します。

河川工作物関連応急対策事業

樋管等の河川工作物について、構造が不十分または老朽化が著しいため、その前後の施設に比べて機能が劣る場合に、応急的に改良工事を実施します。

堰堤維持事業

ダムの操作及びダム本体、貯水池や関連施設等の管理及びその機能を維持します。

応急対策事業

河川工作物の付属施設又は関連施設の構造が不十分又は適当でないため、応急的な改良及び新增設の改善措置を実施します。

特定構造物改築事業

河川管理施設の更新事業費に対して、ライフサイクルコストの最小化を図るため、長寿命化計画の策定、延命化措置及び改築を一体的に実施します。

負担率・補助率

直轄

河川維持修繕事業

一級河川 10/10
(北海道10/10)

河川工作物関連応急対策事業

一級河川 2/3 (北海道8/10)

堰堤維持事業

一級河川 10/10
(北海道10/10)

交付金

応急対策事業

一級河川 1/2 (北海道2/3)
二級河川 1/2 (北海道5.5/10、
離島1/2、奄美6/10)

特定構造物改築事業

一級河川 1/2 (北海道2/3)
二級河川 1/2 (北海道5.5/10、
沖縄9/10、離島1/2、奄美6/10)

事例

河川維持修繕事業

堤防除草



河川管理施設等点検



繁茂した樹木の伐採



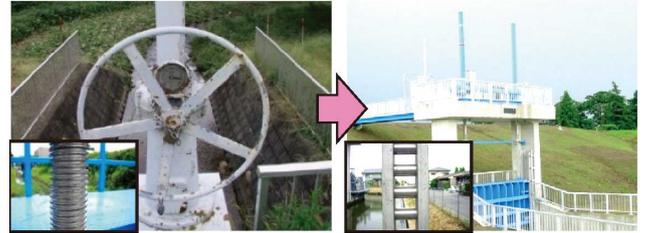
戦略的維持管理・更新

河川工作物関連応急対策事業

ゲートのフラップ化



ゲート巻き上げ機のラック式への更新



堰堤維持事業

巡視



堤体内点検



貯水池法面对策



機能の回復又は向上

直轄

・ 堰堤改良事業

交付金

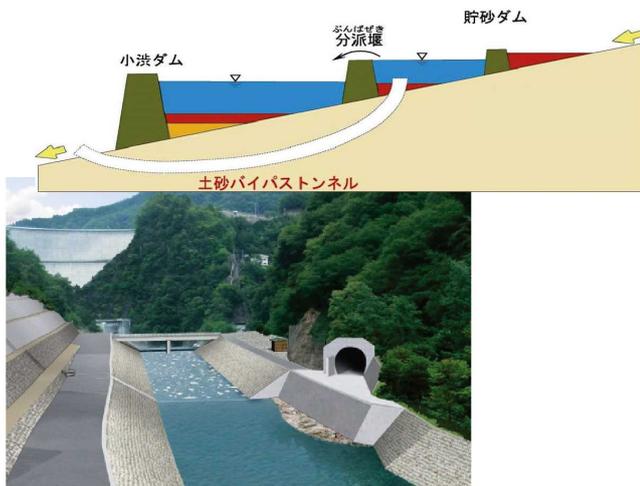
・ 堰堤改良事業

事業概要

管理ダムにおいて、大規模かつ緊急性の高い改良を行うことで、ダムの機能の回復又は向上を図ります。

事例

小渋ダム（長野県）土砂バイパストンネルの整備



補助率

直轄

堰堤改良事業

2/3（大規模7/10）

交付金

堰堤改良事業

ダム施設改良事業 1/2（※）

堰堤改良事業 4/10

下流河道整備事業 1/3

ダム管理用水力発電設備設置事業 4/10

貯水池保全事業 1/3

（※） 地域等により異なる

地域主導の川づくり

交付金 ・ 総合流域防災事業

事業概要

流域単位を原則として、包括的に水害・土砂災害対策の施設整備等及び災害関連情報の提供等のソフト対策を実施します。

補助率

交付金

総合流域防災事業

河川事業

一級河川1/2 (北海道2/3)

二級河川1/2 (北海道5.5/10、離島1/2、奄美6/10)

準用河川1/3

洪水氾濫域減災対策事業

一級河川1/3

二級河川1/3

情報基盤総合整備事業

一級河川1/2 (北海道2/3)

二級河川1/2 (北海道5.5/10、離島1/2、奄美6/10)

事例

河川事業

河道改修 (内古川：富山県)



洪水氾濫域減災対策事業

輪中堤整備 (佐用川：兵庫県)



情報基盤総合整備事業



CCTVカメラの整備



水位計の整備



雨量計の整備

税制

特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置

対象地域	特定都市河川流域
特例措置の対象	特定都市河川浸水被害対策法に基づく対策工事として設置される雨水貯留浸透施設
特例措置の内容	固定資産税の課税標準を3/4を参酌して2/3～5/6の範囲内で市町村の条例で定める割合に軽減（平成33年3月31日まで）

津波避難施設に係る課税標準の特例措置

対象地域	津波災害警戒区域
特例措置の対象	指定避難施設の避難の用に供する部分、施設に付属する一定の償却資産 協定避難施設の避難の用に供する部分、施設に付属する一定の償却資産
特例措置の内容	指定避難施設関連部分：固定資産税の課税標準を指定後又は償却資産取得後5年間、2/3を参酌して、1/2～5/6の範囲内で市町村の条例で定める割合に軽減（平成33年3月31日まで） 協定避難施設関連部分：固定資産税の課税標準を協定締結後又は償却資産取得後5年間、1/2を参酌して、1/3～2/3の範囲内で軽減（平成33年3月31日まで）

高規格堤防整備事業に伴い取得する建替家屋に係る課税標準の特例措置

対象地域	高規格堤防整備事業の区域
特例措置の対象	高規格堤防の整備に係る土地の使用に伴い、当該土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が、高規格堤防特別区域の公示があった日から2年以内に従前の土地に従前の家屋に代わり取得した家屋
特例措置の内容	不動産取得税の課税標準から従前家屋の価格を控除（平成32年3月31日まで）

高規格堤防整備事業に伴い取得する建替家屋に係る税額の減額措置

対象地域	高規格堤防整備事業の区域
特例措置の対象	高規格堤防の整備に係る土地の使用に伴い、当該土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が、当該土地の上に取得する建替家屋
特例措置の内容	従前権利者が新築する家屋の固定資産税について新築後5年間、従前権利者居住用住宅については2/3、従前権利者非居住用住宅及び非住宅用家屋については1/3を減額（平成34年3月31日まで）

浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置

対象地域	洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域
特例措置の対象	上記区域内の地下街等の所有者又は管理者が、水防法の浸水防止計画に基づき取得する浸水防止用設備（防水板、防水扉、排水ポンプ、喚気浸水防止機等）
特例措置の内容	固定資産税の課税標準を取得から5年間、2/3を参酌して1/2～5/6の範囲内で市町村の条例で定める割合に軽減（平成32年3月31日まで）